

# 電気通信紛争処理委員会（第158回）議事録

## 1 日時

平成28年3月11日(金) 午後1時から午後2時55分

## 2 場所

総務省共用10階会議室

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 委員

中山 隆夫（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、平沢 郁子、  
山本 和彦（以上5名）

### (2) 特別委員

青柳 由香、荒井 耕、大橋 弘、加藤 寧、小塚 莊一郎、矢入 郁子  
（以上6名）

### (3) 総務省（総合通信基盤局電気通信事業部）

吉田 正彦 データ通信課長、飯村 博之 事業政策課市場評価企画官、  
堀内 隆広 事業政策課調査官

### (4) 事務局

杉山 茂 事務局長、清水 智之 参事官、三島 由佳 紛争処理調査官、  
梅澤 信司 上席調査専門官、市川 憲史 上席調査専門官

## 4 議題

- (1) 電気通信事業法等の一部を改正する法律について【公開】
- (2) NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について【公開】
- (3) ドメイン名の名前解決サービスに係る諮問事項追加について【公開】
- (4) 平成27年度年次報告（案）について【公開】

## 5 議事内容

### <開会>

【中山委員長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第158回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

本日は、委員全員が出席されていますので、定足数を満たしております。また、現在特別委員5名の出席をいただいております。

## ＜議題（１）電気通信事業法等の一部を改正する法律について＞【公開】

【中山委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

初めに議題１、電気通信事業法等の一部を改正する法律についてですが、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、飯村企画官からご説明をお願いいたします。飯村企画官には、お忙しいところありがとうございます。それではよろしくお願い申し上げます。

【飯村事業政策課企画官】 事業政策課の飯村でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料１５８－１に基づきまして、電気通信事業法等の一部を改正する法律について説明を申し上げます。

１ページ目をご覧ください。改正事業法の概要でございます。この法律は、一昨年１２月の情報通信審議会答申、これは２０２０年代に向けた情報通信政策のあり方を審議した審議会の答申などを踏まえて、昨年５月２２日にこの改正法が公布されております。施行は今年の５月２１日の予定です。

改正事項は３点でございます。公正な競争の促進、消費者保護、ドメイン名関係等でございます。ドメイン名の関係につきましましては後ほど別途説明がございますので、私からは１つ目の公正な競争の促進の関係について説明をいたします。この関係の改正事項は１から４までの４点でございます。

続いて２ページ目をご覧くださいませでしょうか。２ページ目は、今回の法改正について、先ほどの３つの改正項目についての改正事項を整理したものでございます。横軸で、左から公正な競争の促進、真ん中が消費者保護、右側がドメイン名関係ということで、青色に塗ってある事項が今回の法改正で追加をした措置でございます。そしてピンク色に塗ってある部分が今回の法改正で緩和をした措置でございます。

左側の公正な競争の促進の部分につきましましては、一番左側の縦軸をご覧くださいますとわかりますように、一種指定事業者と二種指定事業者のみに対して課される非対称規制となっております。従いまして、本日お話しします規律につきましても、一種と二種の指定事業者のみに対して課される規制となります。その一種指定事業者につきましましては、２ページ目の下、点線枠囲いにありますように、固定通信市場でアクセス回線シェア５０％を超えるＮＴＴ東西の２社でございます。また、二種指定事業者につきましましては、移動通信市場で端末シェアが１０％を超えるドコモ、ＫＤＤＩ、その子会社である沖縄セルラー、それからソフトバンクの４社が該当しているところでございます。

続きまして３ページ目以降、各論の１つ目の項目、電気通信事業の登録の更新制の関係でございます。この規律につきましましては、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者、いわゆる回線設置事業者の合併とか株式取得等について

審査をするために導入したものでございます。

4 ページ目をご覧ください。規律導入の背景でございます。まず、回線設置事業者の意義でございますけれども、ネットワークを持っておりますので、自らそれを高度化することができて、サービスの高度化にもつなげることができる。2 点目はサービスの原価の大半は設備コストでございますので、その設備コストを自ら削減することによって、料金の低廉化も主導できる。3 点目は、ネットワークの冗長化等を図ることによって、サービスの信頼性を高めることもできる。そういった重要な役割を担っておりますので、こういった回線設置事業者を複数確保して、競争を通じたこういった点の向上、設備競争の確保が大変重要でございます。

ただ、改正前の電気通信事業法におきましては、こういった者の合併とか株式取得等をチェックする仕組みがございませんでした。このため、回線設置事業者のグループ化が進展した結果として、現在実質的な大規模な事業者につきましては大手の3 グループに集約、寡占化しているという状況でございます。

続きまして5 ページ目をご覧ください。こういった状況の中で、さらなる回線設置事業者の寡占化等をチェックするために、今回、この一種・二種指定事業者またはその特定関係法人、これはグループ会社のことでございますけれども、そういった者がグループの外にいる大規模の回線設置事業者ということで、具体的には、一種・二種指定事業者に加えまして、後ほど説明をいたしますが、特定電気通信設備を設置する者という概念を新しく設けまして、こういった大規模なグループ外の事業者と合併、あるいは株式取得等を通じてグループに吸収した場合には、一種・二種指定事業者に対して登録の更新を義務づけるといった制度を導入したところでございます。具体的には、合併等のイベントが発生してから3 か月以内に登録の更新の申請をしていただきまして、総務省のほうで必要な審査を行い、登録の更新をするか、条件つきで登録の更新をするか、あるいは場合によっては登録の更新を拒否するといった対応を行うことを予定しているものでございます。

続きまして、6 ページ目から7 ページ目にかけてですが、今回新しく導入した特定関係法人という概念と、特定電気通信設備について説明をしているスライドでございます。6 ページ目が特定関係法人、グループ会社の関係でございます。法律におきましては、自分の親・子・兄弟会社という、自分から見て50%以上の議決権保有の関係でつながっている会社をグループ会社とした上で、加えて政令におきまして、この絵にございますように3つの類型をグループ会社として定義しております。左から申しますと、一種・二種指定事業者を自己とした場合の、自分から見た関連会社、自分の下にいる会社、2番目が、自分を関連会社等とする法人ということで、自分の上にいる会社、3つ目が、自分の親会社、あるいは兄弟会社にぶら下がっている関連会社、こういった者をグ

ループ会社として定義しているというものでございます。

次の7ページ目が、今申し上げました一種・二種指定事業者またはそのグループ会社が吸収した場合に、登録の更新義務が生ずる特定電気通信設備を設置する者の関係の説明資料でございます。まず、こういった設備がそれに該当するかでございますけれども、固定市場におきましてはアクセス回線シェアが10%を超える設備ということで、これは独禁法の指針におきまして、10%を超える市場シェアを持つ者が市場における有力な事業者とされている点などを踏まえて設定したものでございます。また、移動市場におきましては端末シェア3%を超える設備ということで、移動市場における契約数ベースで見ると500万件程度の契約数になりますので、相当程度ということで、これを対象とするというものでございます。

具体的な当てはめが、下の2)でございます。固定通信市場におきましては、①から⑦の7社ということで、属性としましては、地域における電力系の電気通信事業者とCATV事業者といったものが該当しているものでございます。また、移動通信におきましては、ソフトバンクグループの中でBWA、高速のブロードバンドサービスを提供しているワイヤレスシティプランニングの1社が該当するというようにしてございます。

以上が登録の更新制の関係でございます。

続きまして、8ページ目以下が移動通信分野における禁止行為規制の緩和の関係でございます。9ページ目をご覧ください。9ページ目は、その改正前の禁止行為規制の概要を説明したものでございます。この規制は、シェアが高く市場支配力を有する、いわゆる市場支配的事業者につきまして、その市場支配力を濫用した不公正な行為があると、事後的な是正命令では取り返しのつかない弊害が生ずるおそれがございますので、そういった不当な競争が引き起こされて弊害が大きい行為については、あらかじめ類型化した上で禁止するといった制度が禁止行為規制でございます。

対象事業者としましては、固定市場におきまして一種指定事業者であるNTT東西、移動市場におきましては二種指定事業者4社のうち、収益シェアが25%を超える場合等を勘案して指定されたNTTドコモ1社ということで、今回はこのNTTドコモに対する禁止行為規制を緩和するものでございます。

従前禁止される行為は3類型ございました。左から申し上げますと、接続の業務ということで、ネットワークの貸し借りをを行う場合に、ネットワークを借りる側から得た契約者の情報などを自社の営業に使うといったような、情報の目的外利用や提供の禁止が1つ目でございます。2つ目が、特定の電気通信事業者を不当に優遇・冷遇することが禁止されておりまして、これにより、現在ドコモはどこかの電気通信事業者とのみ排他的に連携することができない状況でございます。3点目が、隣接市場にあります製造業者とかコンテンツ事業者

に対して不当に規律・干渉することの禁止、この3つが禁止されていたところ  
でございます。

(加藤特別委員 入室)

10ページ目をご覧ください。今回規制緩和した背景をまとめたスライドで  
ございまして、大きく3点を挙げております。左から申し上げますと、15年  
前に禁止行為規制ができた当時と競争状況を見ますと、NTTドコモのシェア  
が低下し、おおむね大手3社が拮抗して競争している状況にあること。真ん中  
では、従来携帯端末につきましては携帯事業者が仕様を決めて、その仕様に基づ  
いてメーカーが端末を作って、それを全て携帯事業者が買い上げるといった  
形で、かなり携帯事業者のメーカーに対する影響力が強いという状況にござい  
ました。また、コンテンツ配信につきましても、ドコモで言えばiモードとい  
ったコンテンツを流すプラットフォームに乗せないとコンテンツが配信できな  
いとか、しにくいといった状況にございましたけれども、現在はアップルやグ  
ーグルといったグローバル企業が提供する端末やプラットフォームが主流にな  
ってきておりまして、かなり携帯事業者の隣接市場への影響力が低下している  
状況にございます。また、サービス面を見ましても、15年前は携帯ネットワ  
ークにおいて提供されるサービスは音声通話が中心でありましたけれども、現  
在はカーナビやヘルスケア等の異業種との連携によるサービスが出てきており  
ますので、こういったもののさらなる促進が期待されている状況にございます。

11ページ目をご覧ください。こういった市場の環境変化を踏まえまして、  
今回はNTTドコモが他の事業者との連携によって新しいサービスの創出の促  
進を図る観点から、公正競争に支障のない範囲内で、ドコモに対する禁止行為  
規制を緩和するものでございます。緩和の内容としましては、下にございます  
ように、一番右側、製造業者やコンテンツ配信事業者等への不当な規律・干渉  
は廃止をいたします。これによって、例えばコンテンツ事業者等にドコモが専  
用のアプリを開発してくれと、他社には提供しない条件で専用のアプリを開発  
してもらおうといったことが可能となるものでございます。真ん中は、緩和とい  
うことでございまして、従来はあらゆる電気通信事業者に対して不当に優遇・  
冷遇が禁止されていたものの範囲を絞りまして、総務大臣が指定をするグル  
ープ会社のみは引き続き不当な優遇をしてはならないということにしましたので、  
それ以外の人との間では、排他的に連携したサービスの提供ができるという  
形にしたものでございます。

続いて12ページ目をご覧ください。12ページ目は、引き続き不当に優遇  
してはならないグループ会社についての考え方を整理したガイドラインの内容  
でございます。ここでは2つの基準に基づきまして対象を絞ることにしており  
まして、1つはそのグループ会社の提供する電気通信役務の内容、もう1点は、  
その役務の契約件数でございます。まず、提供する電気通信役務につきまして

は、衛星携帯や国際電話等は除きまして、F T T Hや携帯電話といった競争が盛んに行われている市場のサービスであって契約数を5万件以上持っているグループ会社ということで、5万件未満につきましては、各サービスの市場でシェアが1%あるいはそれに満たず競争への影響が大きくないということで対象外としております。

また、携帯電話につきましては、通信モジュール向けを除くとしております。これは何かと申しますと、例えば自動販売機に通信のできる機器を内蔵して在庫管理を試みたりとか、自動車に通信のできる機器を内蔵してカーナビに必要な地図をダウンロードしたりといった、いわゆるM2MとかI o Tと呼ばれるサービスの市場が現在揺籃期にありますので、そういったサービスの展開を阻害しないという観点から、この通信モジュール向けのサービスの契約数については5万件の判断から除外することにしてございます。結果としては、上の箱の2つ目の丸にございますように、指定されるグループ会社としてはN T T東西、N T Tコミュニケーションズ、N T Tぷららなど8社を指定する予定で、現在パブコメをしているところでございます。

1 ページ飛ばしていただきまして、14 ページ目以降が3つ目の改正事項、卸電気通信役務の事後届出制等の導入でございます。15 ページ目をご覧ください。これは改正の背景でございますが、まず、固定通信市場におきましては、これも後ほど説明がございますように、N T T東西が昨年2月から光回線の卸売サービスの提供を開始しております。この卸売サービスにつきましては、左下の絵にございますように、N T T東西自らが一般消費者、エンドユーザーに対してサービスを提供するのではなくて、その間に小売事業者をかませるという形でございます。具体的にはN T T東西が、自社内であればN T TドコモとかN T Tコミュニケーションといった会社に卸したり、M V N O、I S P、あるいは他の移動通信事業者、さらには警備会社等を含めた他分野の企業に1回自分のF T T Hサービスを卸した上で、この卸された会社がエンドユーザーに対して契約をした上でサービス提供をするということで、N T T東西が卸という形態で黒子になっていく形のビジネスモデルの転換を行ったという状況でございます。

また、移動通信市場におきましては、M N O、電波の割り当てを受けて移動通信サービスを提供する事業者が3グループに収れんしている中で、特にソフトバンクグループとK D D Iグループにつきましては、グループ内で複数のM N Oがございますので、そういったM N O間においてネットワーク、電波の貸し借りを卸電気通信役務という形で盛んに行っているという状況にございまして、固定・移動両市場において卸売サービス、卸電気通信役務の提供が本格化している状況にございます。

16 ページ目をご覧ください。卸の本格化に伴う影響でございます。この卸

役務につきましては相対による提供条件の設定ができますので、卸先のニーズに応じてカスタマイズして提供条件を設定するというメリットがある中で、例えば警備会社と連携したオンライン防犯サービスとか、自動車メーカーと提携したオンラインカーナビサービスみたいないろんなサービスの提供の促進につながっているという面がございます。他方、右側でございますように、相対でやるデメリットとしては、例えばグループ内の卸先につきましては安い料金で提供して、グループ外の卸先については高い料金で提供するといった不当な差別的取扱いを行われますと公正な競争が阻害されるといった懸念が示されております。

ネットワークを借りる形態につきましては、ご案内のとおり、接続という形態と卸という形態を、借りる側が自由に選択できる状況にございまして、このうち接続につきましては、特に一種・二種指定事業者については、誰に対しても同一の料金・条件で貸し出しを義務づける約款規制が課されているところでございます。他方、卸につきましては、相対で、カスタマイズして提供条件を設定できるというメリットがある中で両制度が併存している状況にあるんですけども、卸が本格化する中で、料金とか提供条件の公平性とか適正性、透明性を確保するための仕組みが必要ではないかといった議論が行われたところでございます。

次の17ページ目をご覧ください。そういった中で、今回の法改正の概要でございます。このような卸の本格化を踏まえまして、あらゆる電気通信事業者の卸役務ではなくて、一種指定事業者または二種指定事業者の提供する卸電気通信役務について事後届出制を導入するとともに、透明性確保の観点から、その届出内容を総務大臣が整理した上で公表する制度を整備したというものでございます。具体的な届出対象等につきましては省令で規定しておりまして、例えば一種指定事業者につきましては、これもあらゆる卸役務ではなくて、FTTHアクセスサービス、いわゆる光卸に関する卸役務であって、卸先についても、まず①はグループ会社であれば5万回線以上の卸先、グループ外の会社であれば50万回線以上の卸先、また、卸先が移動通信事業者、MNOである場合においては②の届出事項の届出を義務づけるということで、今の卸先ごとに、卸役務の内容や料金、あとは卸先に支払う金銭ということで、例えば販売奨励金の額とか、加えて3)では他事業者等の権利・義務に重要な関係を有する卸役務とあわせて行う業務、例えば、光卸の場合においてはセットで光IP電話を卸している場合もでございますので、そういった光IP電話の卸条件等については想定しているものでございます。

または、二種指定事業者につきましては、携帯またはBWAアクセスサービスに関する卸役務で、通信モジュールの関係は、先ほどの禁止行為規制と同様に、イノベーションの観点から除外をした上で、グループ内の会社につきまし

では5万回線以上、グループ外については50万回線以上の卸先について届出事項を届出させるという形で制度を設計したというものでございます。

続きまして、18ページ目以降が最後の改正事項4つ目、二種指定制度（携帯電話網の接続ルール）の充実の関係でございます。19ページ目をご覧ください。この二種指定制度につきましても、今から15年前、平成13年改正によりまして導入した制度でございます。その当時と比較した契約数につきましては、当時6,000万件だった契約数が、ちょっと古いですが、2015年3月時点で2.5倍の1億5,000万件に拡大していることと、契約シェアにつきましてもドコモが過半数を占めていたものが、現在はおおむね3社が拮抗して競争している状況で、MNO間の競争は進展しているということです。左下の枠囲いにありますように、昔はアステルとかツーカーといった独立系のMNOが複数存在しておったんですけれども、先ほどから申し上げているようなグループ化が進展する中で、現在は大手3社にMNOは収れんしているという状況でございます。

そういった中で料金面を見ますと、例えば総務省でやっているスマホ料金の国際比較の中では、必ずしも国際的に見ても料金が安いとは言えないという状況にあることに加えまして、大手3社の料金については、基本料等において同じ額、横並びという状況でございます。こういった中でさらに競争の活性化をしていくというときに、MNOとして新規参入させるためには有限希少な電波の割当という制限がございまして、なかなか難しい状況でございます。そのため、MNOからネットワークを借りてこの市場に参入するMVNOの役割が大変重要になるということでございます。

続きまして、20ページ目が今回の法改正の概要、これはMVNOの参入促進を図る観点から行ったものでございます。現行制度におきましては、二種指定事業者に対しては接続約款の作成・届出義務と、接続会計の整理・公表義務の2つの義務が課されております。約款におきましては、接続料と接続条件を書くことにはなっておるんですけれども、課題にありますように、どんな機能の接続料を約款に書くのかということについては二種指定事業者側が任意に判断するという仕組みになっておりますので、MVNO側が約款に記載して貸し出してほしい機能があったとしても、それを約款に載せるかどうかについては二種指定事業者側が判断するという仕組みでございます。

また、接続料が載っている機能におきましても、その接続料にどんな原価を入れていいかどうかについては、法律上、適正な原価に適正な利潤を加えて設定することになっているだけで、何が適正な原価等かについては特にルールがないという状況にあった中で、過去、MVNOとMNOの間で総務大臣に裁定を申請するというところで、この紛争処理委員会にも諮問する案件などの事案が生じたところでございます。また、接続会計につきましても、会計は作らせて

はおったんですが、会計のコスト情報をどのように接続料算定のプライシングに持っていくのかといったルールが明確でないという状況がございましたので、今回こういった個別、具体的なルールについて総務省令で機動的に規定できるように改正法で措置をしたというものでございます。

21 ページ目が、具体的に省令で何を規定したのかということでございますけれども、内容が細かいので、かいつまんで説明をさせていただきます。まず、アンバンドル機能、貸出を義務づける機能の関係でございます。どういった機能の貸出を義務づけるのかといった要件につきましては、従来から4要件が整理をされてきました。まず、アンバンドルの要望がある、それが技術的に可能である、またアンバンドルしても二種指定事業者に過度の経済的負担を与えない、また必要性・重要性が高いといった4要件があったことに加えて、需要の立上げ期にあるサービスについてはアンバンドルの対象外にするという要件もございました。しかしながら、需要の立上げ期にあっても、重要な機能については、むしろMVNOと二種指定事業者でサービス提供事業の同等性を確保することが重要じゃないかということで、今回この要件は削除することにしてございます。結果としてのアンバンドル機能は、真ん中の黄色い①から④の機能で、これについては、従来任意に事業者が約款に記載していた機能を横置きしたものでございます。

3) が開放を促進すべき機能ということで、これはアンバンドル義務がかかる機能ではございません。④の要件の必要性・重要性が高い、または他事業者からの要望もある。ただ、技術的に可能であるかとか、過度の経済的負担を与えるかどうかについては協議を尽くさないとわからないといった機能について、協議のさらなる促進を図るものとして位置づける機能でございます。ポイントとしては、①HLR/HSS連携機能とありますけれども、これが、MVNOが従来のデータ通信のサービスだけではなくて独自の音声サービスを提供するために必要な機能ということで今、懸案になっている機能でございます。昨年12月まで総務省で行っていた携帯電話の料金の引き下げを検討するタスクフォースにおいて、この機能を、開放を促進すべき機能に位置づけるべきとの議論があったことを踏まえて措置をしたものでございます。

続きまして、22 ページ目でございます。接続料の算定方法につきましては、細かく書いてありますけれども、先ほど申し上げましたように適正な原価、適正な利潤が何かということが明確ではなかったもので、それを具体化する事項を規定したものでございます。また、会計の観点についても、会計のコスティングを接続料算定のプライシングに結びつけるために、漏れていた帳票などを追加して整理させるみたいなことを規定したというものでございます。

(3) の接続を円滑に行うために必要な事項につきましては、3) が移動通信固有の事項でございます。MVNO側としましては、自分のユーザーの回線

を開通するためにMNO側の業務システムを使わせてもらったりとか、SIMカードはMVNOが独自に発行できませんので、MNOから交付してもらう必要があるとか、あるいは自分の端末が本当にMNOのネットワークで動くのかどうかといった端末の試験をしなきゃいけないとか、こういったことがうまく行かないと、なかなかサービスインがスムーズに行かないということがございますので、こういった事項についてMNO側に約款に書かせて、スムーズに接続ができるような形で今回規定を設けたということでございます。

次は23ページ目でございます。その他、1点だけご紹介しますと1)でございます。従来、二種指定設備の範囲につきましては10%のシェアを携帯電話のシェアだけで判断しておったんですけれども、今はBWAサービスということで、WiMAX等の3.9G等のサービスと遜色のないサービスが出てきておりますので、今後はBWA端末も加えて10%のシェアを算定することにしました。今後はBWA事業者であるUQとかWCPについても二種指定事業者の対象となり得るということに改正したものでございます。

最後、24ページ目がまとめということでございまして、今回の改正をまとめてみますと、まずMVNOの参入促進の観点から二種指定制度、接続ルールについての充実を図るとともに、MNO間につきましては競争が進展してきておりますので、ドコモの経営自由度を高めてイノベーションを促進する観点から、ドコモに対する禁止行為規制を緩和するというを行いました。また、接続というネットワークの利用形態に加えて、卸という形での利用が盛んになってきておりますので、事後届出制や整理・公表制度といった形での規律を導入したというものでございます。

また、違った観点で申しますと、グループ化が進展してきておりますので、特定関係法人という定義を今回導入して、グループ単位の競争に着目して規律を設けられるようにするといったことをするとともに、従来、ネットワークを持っている人と持たざるものとの間の競争を確保する観点から、ネットワークを持っている人の設備を開放することに事業法の力点を置いておったんですが、グループ化の中で回線設置事業者が少なくなってきたということの中で、回線設置事業者間の競争、設備競争を確保するための規律を今回導入したという点がポイントとして挙げられると思います。

説明については以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問等がございましたらお願い申し上げます。いかがでしょうか。どうぞ。

【大橋特別委員】 ご説明ありがとうございます。非常に整理された内容で、よく理解できました。1点ご質問ですが、このグループ化、要するに登録の更新制の話なんですけど、これは総務省の審査という形の流れで書かれているので

すけれども、公取委も審査権限を持っているわけですね。一応基準はそろえている部分が幾つかありそうな気はしたのですけれども、そのあたり、どういうふうの実務的に連携を進められるのでしょうか。

【飯村事業政策課企画官】 この法改正をしている過程においても、当然独禁法の企業結合審査の関係と登録の更新制の関係について調整は行いまして、我々のほうは経理的基礎といった、独禁法では見ない観点の部分の審査もありますけれども、公正競争的な部分については当然かぶる部分もございますので、この審査を行うときには、連携してやっていきたいと思いますということで、公取のほうとはお話ししているということです。

【大橋特別委員】 ということは、更新の申請を総務省にはするのだけれども、公取委にする必要はないというケースもあり得ますか。

【飯村事業政策課企画官】 それはあると思います。

【大橋特別委員】 ありますか。そういう意味で言うと、企業にとっては申請を2つの機関に同時に出さないといけないケースも当然ありますよね。

【飯村事業政策課企画官】 そうですね。企業結合審査の要件に該当している場合には、当然独禁法上、出すということと、こちらの要件に該当している場合には出すということなんですけれども、そこがかぶらない場合には、片方だけというのにも生じることだと思います。

【大橋特別委員】 で、別々に判断をします。

【飯村事業政策課企画官】 はい。制度趣旨がそれぞれあると思うので、それにのっとった判断ということで。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。

【大橋特別委員】 ありがとうございます。

【中山委員長】 連携してやっていくということはあったけれども、別々に判断するんですね。

【飯村事業政策課企画官】 審査基準が違った点もありますので。我々のほうはサービスの安定的提供の観点も含めて審査していくということにしておいて、そこが必ずしも独禁法の審査と審査基準がぴたっと一致しない部分もあるので。やはり独自に我々が審査する部分も含めてあるという中で、やはり全く同じではないということではないかと。

【中山委員長】 はい。どうぞ。

【青柳特別委員】 登録の更新制のことについて併せて質問なんですけれども、制度として最終的に更新拒否というものもあり得るというご説明でしたが、仮に更新拒否となった場合には、それまでのユーザーの取扱いはどうなることを想定されているのでしょうか。

【飯村事業政策課企画官】 登録の更新の拒否を実際にどういった形で行うのかというのは、個別ケースごとに、どのタイミングで更新の拒否と判断するの

かということだと思えるんですけども、今で行くところの、サービスの廃止だと30日前には言わなきゃいけないことも当然制度としてはあるんですが、本当に更新の拒否をやる場合には、もともと大規模な事業者の方が審査対象になっていることでもありますので、利用者保護の観点については、個別に対応についてお願いした形でやることにはなると思います。

今回、更新と更新の拒否の間に、条件付きの更新というものを設けたので、ある程度、一定の条件を履行してもらえれば、公正競争なり何なり問題がないという観点での対応がやっぱり現実的かと思っていて、そういったものすらもう守らないぞという場合には、実際条件が発動されて、更新しないということになる場合もあるんでしょうけれども、一足飛びに更新の拒否にいきなり行ってしまうのかというと、実際の運用はおそらく条件をつけて一定期間にそれを履行することを見守りながら対応していくことになるんじゃないかと思っています。

【青柳特別委員】 そうかなと思いましたが、抜けない伝家の宝刀であるということなのかなということをちょっと想定しましたが。

【飯村事業政策課企画官】 ありがとうございます。

【中山委員長】 抜けないことはないんですね。

【飯村事業政策課企画官】 抜けないことはないです。

【青柳特別委員】 できるだけ抜かない方向で。

【飯村事業政策課企画官】 はい。

【中山委員長】 どうぞ。

【小塚特別委員】 ありがとうございます。特定の端末設備の指定の範囲にBWA端末を加えるというお話だったのですが、この加えるということの意味について、BWAの提供者、具体的な事業者はWiMAXだとすれば、同社が指定される可能性があることはもちろんあると思いますが、これは機能的に同じようなものと捉えると、むしろ従来の移動端末の提供者のシェアが、合算した中では下がって10%を切ることもあり得ると思うんですが、そういう扱いも含めての、範囲の追加ということなのでしょうか。

【飯村事業政策課企画官】 定性的にお答えすれば、まさに先生が言われたとおりなんですけれども、市場の実態を申し上げますと、先ほど23ページ目では説明をしましたが、デュアル端末という端末が今、KDDIさんとかソフトバンクさんの端末だと一般的だと思います。1台の端末、例えばソフトバンクさんの端末で、ソフトバンクの携帯電話も利用できますし、WCPのBWAサービスも利用できるという端末があると。これは、端末シェアの算定上どうするかと言ったら、WCP1台、ソフトバンク1台ということになりますので、全てがデュアル端末に置きかわった場合には、ソフトバンクのシェアとWCPのシェアというのは一緒になることになるし、KDDIとUQのシェア

も一緒になることになって、そうすると、単純に言うと大手3社プラスWCP、UQの5社を、5で割っても20%ずつなので、10%という閾値を下回るような事態はないんじゃないかと単純には考えられるんですけども、定性的には、先ほど先生が言ったように、3社よりは5社になった分だけ既存の人の部分が薄まっていくということ自体はおっしゃるとおりだと思うので、あとは、先ほどの単純計算等の結果、どうなっていくのかというのは、デュアル端末等の置きかえの状況等を踏まえながら見守っていくという状況でございます。

【小塚特別委員】 わかりました。

【中山委員長】 他にはいかがでしょうか。どうぞ。

【荒井特別委員】 接続料等を、よりしっかりと計算できるようにということで、例えば25ページのほうに行きますと、サービス別の固定資産帰属明細表なんていうのを新たに入れるというお話ですが、これはサービスというよりは機能だと思うんですけども、機能ごとに固定資産が結構きれいに分かれるものなんでしょうか。もちろん、分かれるものもあるんだと思うんですけど、私の勝手なイメージでは分かれられないものが多いような気もするんですが、そのあたりは、共通部分とサービスごとにうまく分かれるものがどのぐらいの割合で存在して、これをやることの意味がどの程度あるのかということなんですけれども。

【飯村事業政策課企画官】 サービス別というのは、音声とデータというサービスにまず分けますと、音声のネットワークとデータのネットワークというのは、中継部分では全く別々です。ただ、電波を受ける基地局から局舎までの間の回線とかを共有しているかもしれない。そういうのはコストドライバをつかって分計するという形で、まず音声のコストとデータのコストに分けています。

データのコストについても、それを先ほどのレイヤ2とかいろんな機能に分計していくときには、当然そのコスト自体は分計しないとどうしてもだめなので、そこについては従来からいろいろコストドライバみたいなものが整理されているという中で、細かく分計しながら各局に配賦していくことになりますので、今、ご指摘のあったサービス別というところだけ見ると、本当に音声とデータみたいにざくっと切って、その後、かなり細かい機能については、各設備ごとについてどういったコストドライバが適切なのかについては整理している部分もございますので、そういったもので分計しながら、最後に接続料の計算をするということになって、その分計する過程については、今回接続料の算定根拠を約款に添付書類としてつけさせることにしていますので、そういったものを見せてもらった上で、配賦が適切かどうかを総務省でチェックしていくという形で運用していくことを想定しております。

【荒井特別委員】 今、配賦とおっしゃいましたけれども、配賦ということの前提としては、分けられない部分に関して配賦するということですね。

【飯村事業政策課企画官】　そうです。

【荒井特別委員】　そうですね。ということは、固定資産帰属をサービス別にするとするのは、本当に最初の大まかな部分だけの話で、結局かなりの配賦が生じるということですか。

【飯村事業政策課企画官】　そうですね。

【荒井特別委員】　わかりました。

【飯村事業政策課企画官】　それが今まで、固定資産についてはサービス別に、音声の固定資産、データの固定資産と分かれていたんですけども、費用は全くそういうのがなかったので、固定資産のレベルで費用のほうも合わせる処理を今回かけたんですけども、いずれにしろ、その後多段階に配賦する処理がかかってくるという意味においては、会計ではまだ、かなりざくっと分けているという状況だと思います。

【中山委員長】　よろしゅうございますか。

【荒井特別委員】　はい。

【中山委員長】　他にはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、他に特段のご質問等がなければ、質疑を終えたいと思います。飯村企画官、ありがとうございました。ご退席いただいて結構です。

(飯村事業政策課企画官　退室)

## <議題(2) NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について>【公開】

【中山委員長】　それでは、続きまして議題2、NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について、総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課、吉田課長からご説明をお願い申し上げます。吉田課長、それから堀内調査官には、お忙しいところありがとうございます。よろしく願い申し上げます。

【吉田データ通信課長】　データ通信課長の吉田でございます。それでは、お手元の資料158-2、NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況についてご説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございます。この前の説明でも若干説明があったかと思いますが、経緯もございましてお許しください。このNTT東西による光回線の卸売サービスに関しましては、平成27年2月よりサービスの提供が開始されています。概要を簡単にご説明しますと、この絵にありますように、NTT東西が自らの光回線サービスの卸売を各企業に行い、この卸売を受けた各社が光回線サービスに独自のサービスを付加したり、自分のサービスとあわせて提供するという形で消費者に対して提供していくというモデルになっております。卸売を受ける企業としては、携帯事業者でありますとかインターネットの接続事業者等があるという状況でございます。

今回報告をさせていただく経緯について、少しご説明させていただければと思います。もともと、この光回線の卸売サービスにつきましては、平成26年12月にまとめられました情報通信審議会の答申の中で指摘がございます。答申では、まず、サービス卸は、さまざまな分野のプレーヤーとの連携による多様なサービスの創出が見込まれ、我が国の経済成長、利用者利便の向上にも資する取組であるという評価、次に、NTT東西は光回線の約78%を保有し市場支配力を有することを踏まえ、公正競争の確保の観点から、総務省において、料金その他の提供条件の適正性・公正性が十分に確保されるとともに、一定の透明性が確保される仕組みを検討することが必要であるといったご指摘、それから、特にFTHと移動通信のセット割引について、過度のキャッシュバック等により料金の適正性が実質的に損なわれ、競争が歪められるおそれがあること等に留意し、総務省において適切な措置を検討することが適当ということが盛り込まれております。

こういったことを踏まえまして、総務省では、まずこのサービスが開始された段階の平成27年2月27日にガイドラインを定めております。このガイドラインの内容につきましては3ページ目に示しております。このガイドラインの内容につきましては3ページ目に示しております。サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係を明確化し、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示しているものでございます。例えば卸提供事業者、これはNTT東西ということになりますけれども、ここについては競争阻害的な料金の設定でありますとか、各種の差別的な取扱い、競争阻害的な情報収集、情報の目的外利用といった、このような行為は電気通信事業法上問題となり得ることを具体的に規定しております。また、卸先事業者や卸先契約代理業者についても、それぞれ事業法上の適用関係を示しております。

また、資料の2ページ目でございますけれども、このガイドラインを作成するとともに、NTT東西に対して対応及び報告を要請するという、いわゆる行政指導を行っております。まず情報通信審議会答申にありましたサービス卸の提供条件の公平性・適正性及び透明性の確保について必要な報告を求めるという点、サービス卸ガイドライン等を守っていることについて報告を求めるという点、それから、サービス卸に係る市場動向の状況を検証する必要があるということで、これに必要なデータ等の報告もお願いするという点をまとめております。

また、4ページ目でございますけれども、これを踏まえまして、公正性・適正性・透明性の確保という観点につきましては、電気通信事業法の改正が行われておりまして、卸電気通信役務に関する事後届出制というものが導入されております。これによりまして、特に公正性・適正性・透明性を確保するという観点で、料金その他の提供条件について特に影響が大きいと思われる移動通信事業者、MNOに提供する場合、それから50万回線以上の事業者に提供する

場合、それからNTTグループとの関係が非常に深い事業者に対して一定以上の規模のものに提供する場合には、料金その他の条件を総務省に届け出てくださということを法律上盛り込むことにしております。これにつきましては、先ほど言いました行政指導の中でも報告をお願いしております。

5ページ目ですけれども、先ほどの平成27年2月に行いました報告に基づいてNTT東西から平成27年末までにいただいている報告が、各項目についてそれぞれ示されております。これについて、少し前になりますが、昨年12月17日に情報通信審議会に報告しておりますので、その内容をご説明させていただければと思います。

6ページは、報告全体の概要でございまして、提供条件等の公平性・適正性及び透明性の確保、ガイドライン等を踏まえた対応、市場動向、それぞれについての報告になっております。

まず、1番目の提供条件等の関係でございすけれども、総務省への報告の対象といたしましては、移動通信事業者、具体的には、光回線卸売サービスを使っているソフトバンクとNTTドコモになります。これと、主要事業者として、NTTの関係事業者3社から料金その他の条件を報告いただいているということでございますが、この間の内容に相違はなく、各事業者が同じような形で提供を受けていることが確認されました。

また、主要事業者以外についても、提供が公平に行われているかどうかということにつきまして、総務省で、NTT東西から報告を受けた主要事業者5社との間の料金その他の提供条件の概要を作りまして、これを主要事業者以外の卸売を受けている事業者に、内容の確認の意向について照会を行いましたところ、57者の方が確認したいということで、昨年11月に総務省に来ていただき、閲覧いただいております。閲覧いただいた結果、料金その他の提供条件について内容に相違があるという意見はございませんでした。

それから、ガイドライン等を踏まえた対応につきましては、7ページ以降をご覧くださいいただければと思います。全体としてはガイドライン上の問題になるような行為が行われているということはございませんでした。これにつきましては、まず、NTT東西からガイドライン等を踏まえて、電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないということを書面で報告をいただいております。これにつきまして、総務省で改めて不明確な点等について質問をさせていただいたり、さらにブレークダウンして説明することがないかといった確認作業をさせていただきました。

それから、先ほど、57者の事業者の方に、料金その他の提供条件を確認に来ていただいたというご説明をいたしましたけれども、その閲覧の際に、サービス卸の提供のあり方について何か競争阻害的行為とか差別的な取扱いにかかわる行為が行われているようなことはないかといった状況についても聴取をい

たしましたが、こうした行為に該当する行為が行われていることは、直ちに確認はされなかったということでございます。

8 ページ目以降が、具体的なガイドラインの項目と、総務省の結果をまとめたものでございます。時間的な制約もありますので、幾つか選んで説明させていただければと思います。

例えば、競争阻害的な料金の設定等の一番上の部分では、総務省の確認結果として、契約書等に特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うという規定がないという確認を行い、それから閲覧手続においてもこういった事実がないことを確認しております。また、契約書等に同一の割引料金、奨励金が適用されていることの確認も行っております。それから、1 利用者当たりの接続料相当額を特定卸役務に係る料金が上回る形になっている点や、特定卸役務に係る料金が利用者に対する料金より低くなっているという点の確認を行っております。

それから9 ページ目ですけれども、例えば提供手続・期間に係る不当な差別的な取扱いといった点につきましても、契約書等に、契約の開始・解除に係る規定について異なる条件等が設けられていないことを確認しております。それから、競争阻害的な情報収集につきましても、まず契約書等で情報収集に一定の条件を設けていることを確認した上で、さらにNTT東西から社内研修においてサービス卸ガイドラインの内容について周知を行うとともに、指導を行っている点を確認しております。

それから10 ページ目ですが、情報の目的外利用といったところでは、契約書等の条項の確認や、社内研修、それから業務監査等においても、特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者に係る情報の管理状況の確認等を行っていることを確認しております。それから、情報提供に係る不当な差別的取扱いについては、卸先事業者への情報提供については、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報提供、FAQ等の公開を行っているといった点を確認しております。時間の関係もありますので、ガイドラインの遵守状況の説明につきましてはこのあたりで終わらせていただきます。

11 ページ以降は、卸売サービスの市場動向でございます。これは昨年9 月末までの数字ということで、ちょっと古くて恐縮でございますが、ご容赦いただきたいと思っております。まず、このサービス卸の卸契約数は、9 月末までで235 万件。NTT東西の別では、NTT西日本に比べNTT東日本が提供する卸契約数のほうが多くて、全契約者の約7割を占めております。これは左側のグラフをご覧くださいければと思います。また、注釈に全契約者数の約87%は転用によるものと記載しておりますが、もともとNTT東西のフレッツのサービスを使っていた方が卸のサービスに切りかえる割合が非常に多くなっているということでございます。

それから、この卸売サービスが全体のF T T Hの契約者の全体に占める比率は8.6%になっております。右側の棒グラフの緑の部分がケーブルテレビによるインターネットのサービスになります。光サービス卸のサービスが、こういったケーブルテレビによるインターネットのサービスにも影響があるのではないかという議論もありましたが、ケーブルインターネットのサービスも微増が続いている状況でございます。

それから、12ページでございますけれども、東日本地域においての契約者数が伸びているということで、NTT東のエリア、西のエリアで普及のスピードが分かれているという状況が見てとれると思います。

それから、13ページでございますけれども、サービス卸のサービスがどのような形で使われているかということでございます。左のグラフはNTTグループで使われているか、それ以外の方が使われているかで、NTTグループでの利用が5割弱ということで、これについてはサービス開始当初から微減の傾向になっております。また、事業者の形態別ということでは、MNOが携帯電話のサービスとセットで提供するという形が非常に多くなっておりまして、これが全体の53.5%。次にISPの方がISPのサービスと一緒にこのサービス卸のサービスを行うといった形態になっております。

それから、14ページが卸先事業者数でございまして、これについてはサービス開始当初から数が増えてきておりまして、9月末時点で、これは東西両方の会社から同じ会社が借りる場合も当然ございますので、その重複を排除した形で208者になっております。

それから最後のページが、実際に卸先事業者がどのような形や料金でサービスを提供しているかという点に関し、総務省でまとめた資料をご参考として付けさせていただきます。

少々長くなりましたけれども、説明は以上になります。

**【中山委員長】** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問等がありましたら、よろしくお願ひ申し上げます。いかがでしょうか。

どうぞ。

**【荒川委員長代理】** この卸サービスの公平性ということで、料金等の提供条件というのは、一般には公開していないものなのでしょうか。

**【吉田データ通信課長】** はい。これは事業者と事業者のやりとりということで、ここについては一般には公開はしていません。提供先の事業者からも一般に公開するような形にはならないような形でしてほしいというご要望がございまして、制度化するときにも、そうしたご要望と、適正性・公正性の確保をどう両立させるかというところが、非常に議論になりましたが、結論として、制度としては、総務省に報告があったものについて概要を公表するということ

で、結果を公表することにしておりますが、具体的な料金が幾らかということについては一般的には公開しないという制度としてございます。

【荒川委員長代理】 その卸を受けたいと思った企業は、その都度提供側に、幾らでやってくれますかという感じで聞いて、それを進めていくという感じなのでしょうか。

【堀内事業政策課調査官】 卸電気通信役務は相対取引が前提でございます。一般論で申し上げますと、相対取引は1対1の関係で、個々にプライシングがされるのですが、本日ご説明しましたサービス卸につきましては、NTT東西において各社同一料金で卸料金を設定することになっております。この点につきまして、先ほども説明いたしました、NTT東西が主要事業者との間で締結し、総務省に提出された契約内容を総務省で確認するとともに、全社ではございませんが、手を挙げた卸先事業者の全てに、閲覧という形で契約内容を確認していただきました。その結果、料金の差がないということが確認できました。

【荒川委員長代理】 わかりました。ありがとうございました。

【中山委員長】 他にはいかがでしょうか。前回、NDAがあるから、どうも本当に価格が一緒なのかどうかという不信感を述べていた団体もございましたけれども、いかがですか。よろしいですか。

【堀内事業政策課調査官】 今、お話がありましたように、不透明感という点について、当初多くの懸念が示されておりました。我々としては透明性を確保する上で、総務省が適切に確認をするとともに、卸先事業者による閲覧の場も作り、かつ、結果につきましては、昨年12月、情報通信審議会にご報告をさせていただきました。一定の透明性を確保する形で適切に検証させていただいているところでございます。

【中山委員長】 他にはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、他に特段のご質問がなければ、その点についての質疑は終えたいと思います。

### ＜議題（3）ドメイン名の名前解決サービスに係る諮問事項追加について＞【公開】

【中山委員長】 続きまして、議題3のドメイン名の名前解決サービスに係る諮問事項追加について、同じくデータ通信課の吉田課長から説明をお願いいたします。

【吉田データ通信課長】 それでは、引き続きご説明させていただきます。資料158-3をご覧くださいと思います。

今回のご説明でございますけれども、冒頭、電気通信事業法の改正について飯村から説明があったかと思いますが、その事業法改正の中で、今回このドメ

イン名の名前解決サービスに係る部分も内容として含まれてございまして、その中で、この紛争処理委員会に今後の審議の対象ということで加えられている項目もございまして、その点についてご説明させていただければと思います。

まず1ページ目でございます。ドメイン名とはということで、これはご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、インターネットを利用する場合にはIPアドレスというものが必要になるわけです。これを人が扱いやすい形で表記をしたものということで、ここでは総務省のホームページのドメインの例というのが掲げられてございますが、この中で、一番右側がトップレベルドメイン、「jp」は日本であるということを示しているわけでございます。それから「go」がセカンドレベルドメインで、ここでは政府機関ということがわかるわけでございます。これが右上のIPアドレスで「202.214.160.1」という数字とドットの組み合わせがございましてけれども、それと紐づけられているということでございます。

2ページ目が、実際このインターネットを使う場合に、ドメイン名の名前解決サービスというのがどのような形で関わってくるかということをお簡単に図にしたものでございます。例えば、ある利用者が総務省のホームページを見ようとする場合、これは機械と機械の間ではIPアドレス、「202.214.160.1」が必要になりますが、人はこのIPアドレス自体を扱うのが非常に難しいということで、利用者からは「www.soumu.go.jp」というドメイン名が入力されます。これについて、このドメイン名についてのIPアドレスは「202.214.160.1」ですという回答を送ってあげる。これを使って、通信を行っていくのがインターネットの利用でありまして、まずこの図の②と③の部分がないとインターネットの通信自体が始まらないという形になってございます。

3ページ目がインターネットの利用の動向ということでございましてけれども、ご承知のとおり、インターネットの利用者は非常に増えてきてございます。2014年には我が国で1億人以上という状況になってきております。それが通信の量にも関係してくるということで、実際に、例えば「.jp」のサーバーに対してIPアドレスを回答してくださいという問い合わせの件数が、この2005年と2014年を比べた場合に、約5倍に増加している状況になってきております。したがって、この名前解決のサービスの役割が非常に重要になってきてございまして、ここで障害があるとインターネットの利用に大きな支障が出ることとなります。現に、例えば2010年ですけれども、ドイツやイギリスで名前解決サービスに障害があつて、インターネットの利用ができなくなったという事例を我々の方でも認知しております。

4ページ目は、「.jp」以外のドメインについてです。今までは「.jp」と、商業用では「.com」といった形で、かなりこのトップレベルドメインに限られていたわけですがけれども、2012年以降、このトップレベルドメインについても

いろいろ種類を増やしていきましようという方針で、ICANNが新しいトップレベルドメインの募集を行っておりまして、トップレベルドメインの種類も増えてきており、これに携わる事業者、名前解決サービスを行う事業者も増えてきている状況でございます。

5 ページが、国内のドメインの登録者数や事業者の現状でございます。まず、左のグラフでございますけれども、緑色の部分が「.jp」というドメインを管理しているJPRSという会社が担当してございます。それ以外の「.com」とか「.info」といったようなトップレベルドメインについては、基本的には海外事業者が管理します。日本の利用者が使う場合には、レジストラという登録代行者が入る形になります。それから、先ほど申し上げたとおり「.tokyo」とか「.yokohama」、「.okinawa」といった形のドメインの利用が新たに認められてきておりまして、これらのドメインの登録数は、今はまだ少ないですが、約5万件ということになっております。

J Pドメイン以外のもにつきましては、6 ページをご覧ください。ドメイン名の管理体制につきましては、インターネットの全体のドメイン名の管理はICANNという団体が国際的に管理を行っておりまして、「.jp」につきましてはJPRSがレジストリとして名前解決サービスを行っております。この中で重複がないように、登録を行うものにつきましてはレジストリが直接行うのではなくて、さらにこの業務委託を受けるレジストラというのが設けられてございます。

海外のドメインを使う場合でも、例えば「.com」でありましたら、このVerisignという会社がレジストリになっているわけでございますけれども、ここにもレジストラ、登録代行者がおり、日本国内でこのトップレベルドメインを使いたければ、この登録代行者経由で、重複がないかどうか確認し、登録するということになってございます。

5 ページの右側では、実際に登録代行を行うレジストラはどういう事業者なのかということを示しております。GMOインターネットグループが多いという形になってございます。

ここまでがドメイン名の名前解決サービスにかかわる現状でございますけれども、7 ページが法的な規律の関係について示しているものでございまして、今回の改正の前についてはDNSサーバーを用いたドメイン名の名前解決サービス、2 ページの図で行きますと、「www.soumu.go.jp」というのを問い合わせると、IPアドレスの番号を回答するという②と③の部分ですが、これについては電気通信事業法の規律の対象外になっておりました。

電気通信事業法というのはもともと、電気通信回線設備を設置する場合、それから回線設備を設置しなくても他人の通信を媒介するものを対象としていたものでございまして、ドメイン名の名前解決サービスは、通信を媒介するとい

うことではなくて、これについて教えてくださいという通信を送って、それに対して回答を行うということでもありますので、他人の通信の媒介には当たらないサービスということで、従来、電気通信事業法の規律の対象外になっておりました。しかしながら、最初に申しましたように、通信サービスにおけるドメイン名の名前解決サービスは非常に重要であって、これに障害があると安定的な電気通信役務の提供ができないという状況の中で、8ページであります、ドメイン名に関する情報通信政策の在り方についてということで、情報通信審議会ですらこういった問題についての対処のあり方が検討されてきて、2014年12月に、法律による規律が選択肢の1つになるのではないかと回答が出されました。ただし、その場合、民間主導であること、国際ルールに配慮されることを前提として行うべきであって必要最小限の規律とすることが適切であること、また、特に「.jp」の公共性の高さに鑑みて、透明性の確保が必要なのではないかと、といった内容の回答となっております。

9ページでございますけれども、これを受けまして、電気通信事業法の改正の中で盛り込まれた内容が以下でございます。このドメイン名の名前解決サービス自体を電気通信事業法の規律の対象として位置づけまして、その中で公共性の高いドメイン名の名前解決サービス、これは国別、「.jp」といったものや、それから「.tokyo」とか「.yokohama」のような地理的な名称を使用するドメインを扱う電気通信事業者、それから非常に影響が大きい大規模なドメイン名の名前解決サービスということで、30万件以上の契約数を有する電気通信事業者を省令で規定し、こういったものにつきまして信頼性確保に関する規律を入れるとともに、特に、公共性の高いものについては、一定の透明性確保のための規律も設けるということでございます。

10ページが、今回の改正で盛り込まれました信頼性確保に関する規律でございます。左側が、もともと電気通信の回線を設置している事業者に対して課せられる電気通信事業法上の規律でございますが、まず事故防止のための取組を自主的に定める管理規程の作成、それから全社的・横断的な設備管理の経営レベルの責任者をきちっと決めていただくという電気通信設備統括管理者の選任・届出を今回義務づけることにしております。それから技術基準につきましては、インターネットが民間主導で発展してきて、国際的なルールに則って行われているということで、国際的な標準への適合維持義務ということで、総務省で独自に細かいルールを決めるということではなくて、国際的な標準への適合を義務づけてございます。それから回線設置事業者等では必要とされている電気通信主任技術者の選任・届出義務について、ドメイン名電気通信役務については、要しないという形にしてございます。

それから11ページが、「.jp」とか「.tokyo」といった地理的な名称を使用するドメインを扱う電気通信事業者については、特に公共性の高いサービスであ

るということで、これが継続的かつ安定的な提供が図られているかどうかについて、広く利用者等が予測することを可能とするために、会計の整理・公表の義務を課してございます。また、サービスの公共性が高いということで、正当な理由がない限り、役務の提供を拒んではいけないという役務提供義務を盛り込むこととしてございます。

12ページがこの内容でございますが、この中で、こういった規律を担保するための措置に業務改善命令が設けられており、この命令を出す場合につきまして、今回新しく電気通信紛争処理委員会への諮問事項とさせていただくものでございます。

13ページがその部分をまとめたものでございます。まずこのドメイン名電気通信役務を提供する事業者、全体が対象ということでございまして、これについて業務が不適切に行われている場合の業務改善命令、それから選任した電気通信設備統括管理者が職務を行った場合等における解任命令という権限が総務省に付与されておりますけれども、この処分を行う場合に電気通信紛争処理委員会に諮問することとなるものでございまして、これは従来このドメイン名電気通信役務以外にも、電気通信事業法上、業務改善命令や電気通信設備統括管理者に解任命令を行う場合には、この紛争処理委員会のほうへの諮問事項となっておりますものでございまして、今回ドメイン名電気通信役務についても対象になるということで、この内容を追加させていただくものでございます。

それから、先ほど特定ドメイン名電気通信役務を提供する事業者に対しましては、役務提供義務、正当な理由なくして役務の提供を拒んではいけないということを申し上げましたが、これに違反が認められる場合についての業務改善命令が盛り込まれてございます。役務提供義務に関する業務改善命令というのは、現行の電気通信事業法でも、認定電気通信事業者に対してやはり同様の措置が盛り込まれてございまして、その場合に業務改善命令を行う場合には紛争処理委員会への諮問事項となっているため、今回のドメイン名電気通信役務に関しましても、それと同様に紛争処理委員会への諮問事項とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがですか。

どうぞ。

【加藤特別委員】 このDNSサーバーですけれども、どのぐらいの数の事業者さんがいるんでしょうか。この委員会が扱う対象の機能の個数というのと。

【吉田データ通信課長】 DNSサーバー自体はかなりあります。

【加藤特別委員】 ええ、ありますね。

【吉田データ通信課長】 数百万とか、そういう形になってくるかと思いま

す。ただし、今回、この規律の対象になっている会社の数で行きますと、国や地理的名称を使用するトップレベルドメインを提供しているのが現在4社で、JPRSが「.jp」を、その他地理的なものについて3社が提供しております。それから、今回は30万件以上のドメイン数の契約がある者について対象としておりますから、それが現在4社という形になっております。大体そのぐらいの数というイメージで捉えていただければと思います。

【加藤特別委員】 これは要するに、利用者から見てアドレスが引けないとか、正引き、逆引きができないとかいう報告を受けて、この委員会で何らかの調査をするものなんですか。携帯がつながる、つながらないというのはすぐわかるんですけども、DNSというのは非常にわかりにくいもので、回線の問題なのか、サーバーの問題なのか、結構複雑な気がするんですが、その辺はどういう感じなんでしょうか。

【吉田データ通信課長】 この委員会にお願いする場合といたしますのは、例えば、国際的な技術基準に合った形でやっていて役務を提供しなくてははいけなはずなのにそうになっていないのではないかとということで改善命令を出すとか、統括管理者を決めてなければいけなかったのに決めていないから決めてくださいといった具体的なケースについて、その妥当性の判断をお願いいただくということです。

【加藤特別委員】 じゃ、あまり細かい話ではないと。そういう理解で。

【吉田データ通信課長】 はい。

【加藤特別委員】 わかりました。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。他にはいかがでしょうか。  
どうぞ。じゃ、大橋特別委員。

【大橋特別委員】 2点あるのですけれども、まず1点目は、今回出てきた、ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者。その中でも今回対象となる事業者をどうやって特定化し、認識するかということなのですけれども、6ページ目の一般社団法人JPNICと契約を結んでいる事業者ということで特定ができると考えてよろしいんですか。

【吉田データ通信課長】 今回対象となるのは、一定以上のドメイン数の契約数を持っているかどうか。これは数字的に明確になります。30万件以上の契約数のところについては、総務省のほうへ報告をしないとイケないという制度になってございます。

もう1つは、公共性の高いドメインを使うということで、これは「.jp」など、の地理的名称を使うものということを省令で規定しておりまして、告示で具体的なドメイン名が列記されております。今、このドメインを使っているものがこれに当たりますということを確認しておりますので、そういう意味で、外形的に電気通信事業法の対象事業者が決まってくるということでございます。

【大橋特別委員】 2点目なのですけれども、こうしたサービスの事業へ参入することを考えた場合に、例えば「.okinawa」とか「.tokyo」みたいなもののサービスを複数の事業者がすることは可能なのか、あるいは1回「.tokyo」のDNSサービスをとってしまうと、他の事業者はもうできないのか。

【吉田データ通信課長】 基本的にはドメイン、例えば「.tokyo」についてある事業者が行うということであれば、その事業者自体の業務を例えば別の事業者にとすることはあると思いますけれども、同じドメインについては、例えば同じドメインを別の事業者がということにはなりません。

【大橋特別委員】 すみません、最後の質問に3つ目の質問になってしまうのですけれども、この事業者はどうやってフィーを得ているんですか。

【吉田データ通信課長】 先ほどの6ページ目の図の中で、ドメイン名の管理につきましてはICANNという団体が全体も管理をしていて、今回トップレベルドメインを増やそうといった方針もこのICANNで合意して行っております。このICANNが、例えば「.tokyo」についてはこの会社という形で、ICANNと実際のレジストリの間の契約関係で決まっているとご理解いただければと思います。

【大橋特別委員】 ありがとうございます。

【中山委員長】 よろしいですか。はい、どうぞ。

【平沢委員】 そうしますと、ここの委員会としては、先ほどこの委員会の行うことというのが、業務改善命令を諮問事項として追加するというのでしょうか。

【吉田データ通信課長】 そうです。業務改善命令をこういった形で行うことについて適当かどうかという形になるかと思います。

【平沢委員】 はい。あともう1点、先ほど、ドイツともう1つご説明いただいたと思うんですが、名前解決サービスの部分、DNSサーバーが何かトラブルがあったため、インターネットが利用できなくなったという、それはもう少し具体的に、どういうトラブルだったのか教えてください。

【吉田データ通信課長】 ドイツの例で行きますと、2010年5月に、ドイツですので「.de」というドメインに関係するDNSのサーバーで、16システム中12システムにおいて障害が発生して、4時間15分、このシステムの利用者については利用ができなくなったというケースがございます。

それからイギリスでも、やはり2010年に名前解決ができなくなる障害が発生して、これは一部の装置で故障して予備装置に切りかえたのですが、その切りかえがうまく行かなくて障害が発生したという事例があったと承知してございます。

【平沢委員】 いずれも機械の故障が原因だったという……。

【吉田データ通信課長】 はい。そのように承知しております。

【中山委員長】 よろしいですか。どうぞ。

【矢入特別委員】 すみません、今回こういうふうな公的な規制が入ること  
で、業界がどう変わっていくのかというのは村井先生の委員会でも議論された  
と思うんですけども、どんな結論になられているんでしょうか。実は自分は  
個人でドメインをとっていて、それで複数の業者さんを検討したりとか、いろ  
んなことをやってみたんですが、ざっと見てここ10年ぐらいでどんどん価格  
が上がったり、それで新しいドメインが追加されると古いドメインの価格が上  
がって、新しいドメインはたたき売りで、5年間まで98円とか、そういう感  
じで個人に売ったりとか。わりとこの業界のビジネスモデルが不透明な部分  
があって、例えば個人ユーザーが10年後までお金を払っているんですけども、  
その後契約を継続しようとしたら幾ら請求されるんだろうかと怖い部分があ  
ったり、あとは個人でドメインをとることをあおって5個パックで幾らとかを  
やっていたりとか、わりと不思議な業界だったんですけども。

あと逆に言えば、企業さんはかなり言い値で、すごく高いお金を払われて、  
よそにとられたら裁判してまでとり返したりとか、いろいろ投機的な部分もあ  
ったりとか、不思議な業界だと思うんですけども、総務省さんが今回こうや  
って公的にいろいろやられる最初の先鞭をつけたのかなと思われるんですが、  
この後のイメージなんかを教えていただけたら幸いです。

【吉田データ通信課長】 今回の規制は、直接料金規制を入れるとかいう形  
ではないわけですけども、特に、最初に言いましたようにインターネットサー  
ビスが広がっている中で、やはり公共性が高いもの、大規模なものについて  
は信頼性を確保していこうということ。それと、特に「.jp」とか「.tokyo」と  
いった、国等の名前を使ったドメインを提供する場合、特定の地域として、そ  
こしか使えないという形になりますので、そうしたものについては信頼性だけ  
ではなくて透明性も確保していくということで、会計の公表義務等を盛り込ん  
でいくという形で行っております。透明性が向上することを通じて、世の中か  
ら経営の状況が見られるということで、こうした公共性が高いサービスを適  
正な形で提供していくための一つの制度的な基礎になるものと考えております。

【中山委員長】 よろしいですか。どうぞ。

【小塚特別委員】 私はこのドメイン名の委員会の審議に若干関わりました  
ので、今のご質問について、私の理解しているところを申し上げますと、一  
方では、確かにJPRSのサービスについて価格が高いという声が利用者の側か  
らあったことは事実だと思います。それに対してJPRSは、これは「.jp」が  
非常に信頼性の高いサービスを提供して、世界の国別トップレベルドメイン  
で見ても非常に質が高いということで、クオリティーとの関係で、決して価格  
が割高なわけではないということを言われている。そういう意味で、価格自体  
を国が介入して下げようということにはならなかったというのが私の理解です。

他方で、そうではないg T L Dについては、新規参入で価格競争になっているので、今度は信頼性という面がきちんと担保されているのかということが問題となり、特に地名などを使うものについては、例えば「.tokyo」は、別に東京都が何も関与していませんけれども、「.tokyo」ドメインが利用できなくなることによって、東京とか東京都に対する信頼が害されるのではないかという懸念が他方にはあった。そういう中で、しかし、ドメイン名の管理を含め、インターネットというのは、基本的には公的権力の規制をなるべく排除するというところで発達してきた歴史がある。そういう意味で、国が関与する制度は従来なかったところに、近年、このドメイン名の管理については、ヨーロッパなどでは緩やかな形で国が関与する。ルールメイキングのところはマルチステークホルダーというような形で、なるべく民に任せながら、しかし、最小限度の関与をするという体制が広がってきているので、日本もヨーロッパの主要国並みの関与はしようということでこういう、いわば信頼性と自由度と、そして価格・質のいろいろな組み合わせの多様性を持った競争を実現していこうということで、こういう規制の体系になったというのが、私の理解しているところです。

【中山委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

他にはいかがでしょうか。どうぞ。

【荒井特別委員】 透明性確保のところでは会計の整理・公表を義務づけということなんですが、この公表の部分というのは、外部監査をしたようなものと理解していいでしょうか。そうでないとすると、単に会計情報を公表すれば信頼性がアップするというのはうそで、危ないところほどうそをつけて信頼性を装い、逆に信頼性が失われることがあるので。もちろん、監査を受けたからといって、完璧かどうかという話は別にあるんですけども。

【吉田データ通信課長】 まず外部監査は、制度上義務とはなっていないので、事業者が監査を受けたものを出すかどうかということは、事業者のご判断ということでございます。

そういう意味では、もともと制度的には全くこうしたことがなかった中で、ドメイン名の関連事業については分計をして会計を公表してくださいということを制度として新たに導入したということで、議論の経過からも、できるだけ必要最小限の規律にするべきだということかなり強い要請がございましたので、まず第一歩としては公表するというところでございます。その点で業務監査をやらないことがいいのかどうかということは、まず状況を見てから今後の課題になるのではないかなと考えてございます。

【中山委員長】 どうぞ。

【荒川委員長代理】 すみません。これ、国民が多分、海外のドメイン提供サービスを受けることもあると思うんですけども、海外の業者が何かトラブルったときは、この紛争委員会もそういうのに対応するんでしょうか。私たちは

どこまでをやればいいでしょうか。

【吉田データ通信課長】 基本的には、日本の電気通信事業法の適用になりますので、日本のドメイン名解決サービスの提供される事業者が対象になるという形でございます。

【荒川委員長代理】 じゃ、海外は海外で、やはり同じようなことをどこか政府が管理しているんですか。

【吉田データ通信課長】 国によって、法律でやる場合や契約による場合等、いろいろな場合がございます。そこは国によって違ってはきているということではあるかと思いますが、各国の判断で行われていると承知してございます。

【荒川委員長代理】 わかりました。ありがとうございました。

【中山委員長】 他にはいかがでしょうか。どうぞ。

【青柳特別委員】 今さらな質問になるんですけれども、2ページの最後の名前解決サービスを提供する事業者とレジストリをする事業者は同じところなんでしょうか。

【吉田データ通信課長】 そうですね。同じと理解いただければと思います。

【青柳特別委員】 片方だけをやったりすることはないんですか。

【吉田データ通信課長】 そうですね。

【青柳特別委員】 ありがとうございました。

【中山委員長】 よろしいですか。

【青柳特別委員】 はい。何か業務的には違う事業者であっても可能かなと思ひまして、164条の2項の1号が定義規定だと思うんですけれども、そこを拝見しますと、まさに「[www.soumu.go.jp](http://www.soumu.go.jp)」といったらこの数字で戻してくれと、この部分が一番大事なところなのかなと思ひましたので、もし仮にレジストリだけをやっていて名前解決サービスをしない事業者がいれば、この射程外になるのかなと。今のところ、事業では両方やっているということですか。

【吉田データ通信課長】 そうですね。

【青柳特別委員】 わかりました。

【小塚特別委員】 ちょっとよろしいですか。私の理解では、まさに、ドメイン名解決サービスをするのをこの世界ではレジストリと呼んでいるんじゃないかなと思うんです。

【青柳特別委員】 あ、そうなんですか。

【小塚特別委員】 ええ、「[soumu.go.jp](http://soumu.go.jp)」というこのアドレスは何番というアドレスと紐づいていますというデータベースを持って、インターネットを通じて、クエリーが来たときに、「[soumu.go.jp](http://soumu.go.jp)」は何番ですと返す。もう少し厳密に言うと、「soumu」のところで返して、「go」のところで返してというやりとりだったと思いますけれども、そういうことをするのがレジストリで、もし仮に、そこでデータベースを格納するサーバーを別に外だししていたら、

それはレジストリサービスのアウトソーシングになっているのではないかと私は理解していましたが、違いましたか。

【中山委員長】 いかがですか。

【吉田データ通信課長】 はい、そのような場合には、そういった理解かと思えます。

【中山委員長】 そうすると、6ページのこのレジストリ、レジストラというので、いかにも違うような組織のように書かれているんですが。

【小塚特別委員】 レジストラというのは、よくインターネットなどに広告が出ているのですが、あなたの名前でドメインネームがとれますというような、ユーザーとの間に立つ業者で、これはレジストリのところにお客様の、例えば矢入先生なら矢入先生のご注文をいただいて、そのレジストリのところにご注文に従ったデータを登録するという代行業者であるということで、今回の規制の対象はこのレジストリであるという理解を私はしています。

【中山委員長】 ああ、そういうこと。それでよろしいでしょうか。

【吉田データ通信課長】 はい。

【青柳特別委員】 ありがとうございます。

【中山委員長】 他にはいかがでしょうか。どうぞ。

【加藤特別委員】 本当に業務改善命令を出せるのかなというのが、実は、うちはDNSを相当見てきて、先ほど先生から海外はどうかという話があったんですが、実際DNSサーバーというのはルートがあって、全部階層構造で解決されている状況なので、その中の、リーフの1つのノードが今の、例えば「.tokyo」であったり何かであったりするんですけども、そこに実際問い合わせが行って数字が返ってこないということは、必ずしもそこが調子悪いというわけじゃなくて、トップのところ、例えばアメリカとか幾つかの世界中の大きなサーバーがあるわけで、そこにどーんと、全てのドメインの名前が入っていると。そこは十何年前に4つぐらいのサーバーが攻撃されるとインターネットがほとんどとまってしまったという事例も起きていたので。ただ、これが相当、業務監査ができるかどうか。私の認識では、実際の役務を提供する事業者が自分のサーバーが調子が悪いと認めた以外はほとんど、理由というか原因を解明するのは極めて難しいという現状認識だと勝手に思っていますけど。

別に答えを求めているわけではないです。

【吉田データ通信課長】 技術的な問題という理由で業務改善命令をお願いするというのはかなり例外的な状況なんじゃないかなと思っておりますけれども、例えば役務提供みたいなものについて、特定の利用者だけにはこのドメインの提供を行わないということがあると、これはいかがなものかといったこともあるでしょうし、管理規程を作っていないので作ってくださいという業務改善命令を行うとかいうケースもあると思いますので、技術上の障害についてと

いうことに限れば、そういったケースで改善を行うことは限定的なのではないかと思えます。

【中山委員長】 よろしいですか。何か、だんだんドメイン名政策委員会みたいな感じになってきていますが。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、吉田課長、ありがとうございます。

【吉田データ通信課長】 どうもありがとうございました。

【中山委員長】 ご退席いただいて結構です。

(吉田データ通信課長 退室)

【中山委員長】 今から放送があつて、今日、東日本大震災から5年目ということで、2時46分に黙祷ということになりますので。

じゃ、ご起立いただいて。

(黙祷)

#### <議題(4)平成27年度年次報告(案)について>【公開】

【中山委員長】 ありがとうございます。それでは再開させていただいて、議題4「平成27年度年次報告(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

【清水参事官】 それでは、説明をさせていただきます。

当委員会の年次報告は、委員会令に基づきまして、1年間の活動状況を総務大臣に報告するためまとめているものでございます。また、総務大臣への報告後、報道発表するとともに、委員会ホームページへの掲載も行う予定にしております。

それでは、資料158-4により、概要を説明させていただきたいと思えます。まず、2ページおめくりいただいて、目次をご覧いただきたいと思えます。本報告は、第1部は委員会の運営状況、第2部、紛争処理の状況、第3部、委員会のその他の活動状況等となっております。基本的な構成は例年と同様でございます。

1ページ目をお開きいただきたいと思えますが、ここから3ページまでは、委員及び特別委員の任命状況を記載しております。委員につきましては27年度の異動はございませんでした。特別委員につきましては平成27年11月30日付で8名の方が任命されておりますので、その旨を記述しております。

次に4ページ目及び5ページ目をご覧いただければと思えます。委員会の開催状況を記載しております。平成27年度は今回も含めまして、9回の委員会を開催しまして、この表にございます議題につきましてご審議、あるいは説明を受けたということでございます。

次に6ページでございますが、ここから紛争処理の状況ということになりま

す。第1章は紛争処理の概況ということで、1の紛争処理件数では、平成27年度に委員会が受け付けたあっせんの申請は1件で、あっせん委員の意見聴取、調整等により解決したことを記述しております。

次のページの4を見ていただきたいと思いますけれども、事業者等相談窓口における相談について記載しております。本年度は昨年度の26件をこの時点で既に上回り、31件の相談を受け付けております。受け付けた相談の内容及び対応結果を下の表に記述しております。相談からあっせんの申請に至ったものが1件、相談を通じて事業者間協議が進展し解決したものが2件ございます。相談対応が紛争の解決に一定の役割を果たしていると考えております。本年度、具体的にどのような相談があり、どのような対応をして、どんな状況になっているかにつきましては、年度終了後に取りまとめをさせていただきまして、後日開催の委員会において、より詳細にご説明させていただければと考えてございます。

次に8ページをご覧くださいませでしょうか。あっせん終了事案等の概要でございます。8ページから11ページまでが、本年度に終了いたしました卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直しに関する案件の概要でございます。前回の委員会で公表案についてご了解いただきまして、委員会ホームページで公表しておりますが、それと同じ内容を記載しております。

12ページでございますけれども、平成26年度に処理を終了いたしました再放送同意に係るあっせん案件に関しまして、委員会として求めておりました進捗状況の報告が、大分のケーブルテレビ事業者からございましたので、その概要を記述したものでございます。

その次、14ページでございますが、ここからが委員会のその他の活動状況等ということでございまして、第1章は、政策担当部局からのヒアリング等ということで、この1年間で実施しました政策担当部局、事業者団体からのヒアリング、それから視察について記述をしております。25ページまででございます。

ちなみに、24ページに項目だけ書いてあるもの、これは今日説明を受けたものでございますので、今後、追加記載をいたしたいと思っております。

それから、26ページからが各種調査に関する報告でございます。事務局で調査をし、委員会に報告させていただきました地方小規模電気通信事業者及びコンテンツ配信事業者の協議の実態調査及び米英における紛争処理制度について、その概要を37ページまで記述をいたしております。

次に38ページでございます。周知広報、利便性向上のための取り組みでございます。まず、例年、事業者を対象として事務局が行っております講演会等での委員会業務説明について記述しております。本年度は全国各地で、計5回の説明を行っております。また、39ページには、委員会の知名度を上げると

ともに、利用を促す観点から行いましたパンフレットの改訂、それからホームページのリニューアル、マニュアルの改訂について記述をいたしております。

次に40ページ及び41ページでございますけれども、委員会に關係する制度改正として、本日、説明を受けたばかりでございますけれども、ドメイン名の名前解決サービスに係る業務改善命令について委員会の諮問事項に追加されたこと、それから41ページでございますけれども、放送法の改正に伴い、委員会令の改正を行ったことについて記述をしております。

本編は以上でございます。

次に資料編ということでございますけれども、資料1から6までございまして、資料1から3までについては、前年度と同様の項目になっております。ただ、内容は現行化をいたしております。

また、本年度改訂をいたしましたパンフレット及びリニューアルいたしましたホームページのトップページを資料4及び5として入れております。

資料6の電気通信に関する概要につきましては、データを現行化するとともに、新たな制度の概要等を追加いたしております。

最後、93ページの後に概要版をつけてございます。これは、報告が一定のボリュームになることから、より簡潔にポイントをわかりやすくお伝えする目的で、昨年度から添付しているものでございます。内容は報告書本体と重複いたしますので、この場での説明は省略させていただきたいと思っております。

案は以上でございますが、簡単に今後のスケジュールについてもご説明いたしたいと思っております。本日説明を受けた事項もございまして、これを追加記載いたします。また、相談件数とかデータ類については年度末までに変更の可能性がございますので、それを修正させていただきまして、最終的な案を4月初旬にメールで委員及び特別委員の皆様にご照会させていただき予定にしております。それほど長くない期間で回答をいただくことになると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。その後、委員による文書審議を行っていただき、最終決定をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

**【中山委員長】** ありがとうございます。ご質問等、何かよろしいですか。

今、ご説明がありましたけれども、本日の説明を記載した案を4月初旬に、これはメールでということになりますか。

**【清水参事官】** はい。

**【中山委員長】** メールでお送りして、その上で、それに対するご意見を出していただくということになります。そのご意見をさらに今度は書き込んだ本来の正規の案について、4月下旬に再び文書審議をメールで行っていただくことになり、その決定の上、総務大臣に報告するという段取りだそうです。よろしくございませうでしょうか。じゃ、そのスケジュールについては、よろしく

お願い申し上げます。

本日の議題は以上でございますが、委員の皆様方、特別委員の皆様、何かございますか。よろしゅうございますか。それでは、事務局からいかがでしょうか。

**【清水参事官】** 次回以降の日程でございますけれども、次回委員会は年次報告案について、文書による審議をお願いしたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましてはよろしくお願いいたしたいと思っております。

その後でございますけれども、既に事務局から連絡をいたしておりますが、6月1日及び6月29日に委員会の開催を予定しております。なお6月1日は、日本で一番大きいケーブルテレビ事業者でありますジュピターテレコム、ブランド名はJ:COMでございますけれども、において視察を内容とする委員会を開催することを考えております。現在、ジュピターテレコム社との間で視察内容の調整を行っておるところでございますので、確定次第、事務局からご連絡をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【中山委員長】** ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。この後、私から記者会見を行うことになっております。本日はありがとうございます。

以上